

第6.X章  
商業利用牛生産システムにおける  
サルモネラの予防及び管理

第6.Y章  
商業利用豚生産システムにおける  
サルモネラの予防及び管理

1

構 成(1)

- 第1条 序論
- 第2条 定義
- 第3条 目的及び適用範囲
- 第4条 予防及び管理措置の目的
- 第5条 バイオセキュリティ
- 第6条 飼育施設の場所及び設計
- 第7条 導入管理

2

## 構成(2)

### 牛

- 第8条 農場での管理
- 第9条 飼料
- 第10条 水
- 第11条 追加予防管理措置
- 第12条 輸送
- 第13条 家畜収容所
- 第14条 皮の清潔
- 第15条 サーベイランス
- 第16条 低感染地域の予防管理

### 豚

- 第8条 移動及び混合
- 第9条 飼料及び飼料組成
- 第10条 水
- 第11条 追加予防管理措置
- 第12条 輸送
- 第13条 家畜収容所
- 第14条 サーベイランス
- 第15条 低感染地域の予防管理
- 第16条 屋外豚生産

3

## 定義

### 牛

**商業利用牛生産システム**とは、商業利用を目的とする肉又は乳を生産するための牛の繁殖、肥育及び管理のうちの一つか又はすべてを含む牛の生産システムをいう。

### 豚

**商業利用豚生産システム**とは、商業利用を目的とする肉を生産するための豚の繁殖、肥育及び管理のうちの一つか又はすべてを含む豚の生産システムをいう。

4

## 目的及び適用範囲

### 目的

牛(豚)における疾病の負荷及び食品媒介汚染を通じた人の病気のリスク並びに感染牛(豚)との直接的又は間接的接触の結果として起こる人の感染を低減させることを目的として、商業利用牛(豚)生産システムにおけるサルモネラの予防及び管理に関する勧告を規定する。

### 適用範囲(「牛」のみ)

牛(*Bos taurus*, *B. indicus*及び*B. grunniens*)、水牛(*Bubalus bubalis*)及び野牛(*Bison bison*及び*B. bonasus*)

5

## バイオセキュリティ管理計画の考慮事項

1. 飼育施設の場所、設計及び管理
2. 健康状態の獣医学的監視
3. 導入及び混合の管理
4. 職員の研修
5. 記録の保管
6. サーベイランス結果の利用
7. 雑草及びがれきの除去
8. 野鳥の侵入の最小限化
9. 建物の清掃及び消毒
10. 有害動物の管理及び定期的評価
11. 人及び輸送機関(車輛等)の出入り管理
12. 職員及び訪問者に対する措置(「豚」のみ)
13. 器具及び輸送機関の清掃及び消毒
14. 農場廃棄物の保管及び廃棄

6

## 飼育施設の場所及び設計の考慮事項

1. 他の飼育施設並びに野鳥及びげっ歯類(「豚」のみ)
2. 糞便廃棄物の管理
3. 排水並びに表層水及び未処理廃水の管理
4. 清掃及び消毒を容易にする建築資材
5. 周辺区域のコンクリート等による舗装(「豚」のみ)
6. 輸送機関(車輛等)、器具及び人の出入り管理
7. 飼料及び水の汚染予防
8. 感染及びストレスを抑える動物の取扱い及び移動
9. 野生生物の侵入制限

7

## 導入管理の推奨事項

1. 生産チェーンに沿った良好なコミュニケーション
2. 導入元の最小限化及びステイタスの突合(「豚」のみ)
3. 精液又は受精卵(「牛」のみ)を介した導入
4. (家畜市場を介さない)原産地からの直接導入
5. 一定期間の分離飼育
6. 導入前のサルモネラ検査

8

## 農場での牛の管理の推奨事項

1. 疑わしい牛を健康牛から分離して飼育
2. 健康な牛の世話を先に行うこと
3. 分娩区域の衛生管理
4. 生産コホートに対するオールイン・オールアウト原則の適用
5. 導入元の異なる牛の同居肥育及び放牧の潜在的リスクの考慮
6. 牛の直接接触及び水路を通じた間接接触の潜在的リスクの考慮

9

## 豚の移動及び混合の推奨事項

1. 豚の移動及び混合の回数の最小限化
2. 同一週齢豚のグループに対する‘オールイン・オールアウト’の原則の使用

10

## 飼料管理の推奨事項

### 牛

1. OIEコードに従い**HACCP原則を考慮し、適正製造規範に従い、適宜生産、取り扱い、保管、輸送及び流通されること。**
2. 堆肥による汚染並びに家畜、げっ歯類及び野生生物の接近を最小限に抑える。

### 豚

1. OIEコードに従い、生産、取扱い、保管、輸送及び流通されること。
2. 堆肥による汚染並びに家畜、げっ歯類及び野生生物の接近を最小限に抑える。
3. **加熱処理、有機酸等による殺菌又は静菌処理を受ける。**

11

## 追加の予防及び管理措置の推奨事項

### 牛

1. **適切な量の高品質な初乳の摂取**
2. OIEマニュアルに従うワクチンの製造及び使用
3. **肝蛭、牛ウイルス性下痢症等の健康管理**
4. OIEコードに従う抗菌剤の使用。潜伏感染への使用禁止

### 豚

1. OIEマニュアルに従うワクチンの製造及び使用
2. OIEコードに従う抗菌剤の使用。潜伏感染への使用禁止
3. **有機酸、プロバイオティクス及びプレバイオティクスの飼料又は水への添加**

12

## 屋外豚生産の推奨事項

1. 土壌及び表層水の汚染及び蓄積を防止するため輪作プログラムの使用
2. 野鳥の誘因又はその接近を最小限に抑える飼料及び水の供給システム
3. 他の野外豚、野鳥の密度及び行動の考慮